

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東御市	祢津地区(新張、横堰、奈良原、出場、金井、新屋、東町、西宮、滝の沢、姫子沢)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	604.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	356.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	282.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	113.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	47.9ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>①新張地区(新張・横堰) 水田農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、畑地については、担い手不足が課題となります。</p> <p>②奈良原・滝の沢地区 水田農地及び畑地ともに、既存の担い手が少なく、担い手不足が課題となります。</p> <p>③出場・金井地区 水田農地は、既存の担い手で十分に集積できるが、一部形状が悪く、基盤整備等を行わなければ集積が困難です。畑地及び果樹農地については、担い手不足が課題となります。</p> <p>④東町・西宮・姫子沢地区 水田農地及び畑地(一部果樹農地含む)の形状が悪いことが多く、狭小な所も多い。そのため、基盤整備等を行わなければ集積が困難となります。</p> <p>⑤新屋地区 水田農地及び畑地ともに既存の担い手で概ねできるが、水利が少ない等課題となります。</p>
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### ①新張地区(新張・横堰)

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

#### ②奈良原・滝の沢地区

水田農地及び畑地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

#### ③出場・金井地区

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地(一部果樹農地含む)は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

#### ④東町・西宮・姫子沢地区

水田農地は、地域の中心経営体である認定農業者等に集積し、畑地(一部果樹農地含む)は、中心経営体である認定農業者等に集積する他、入作を希望する認定新規就農者の受け入れを促進します。

#### ⑤新屋地区

水田農地及び畑地は、中心経営体である認定農業者等に集積します。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

#### 【全体的な方針概要】

今回の話合いに用いた地図を、さらに工夫(農地の貸借等を反映するなど)して利用し、集約に向けた検討を継続して行っていく。また、取組に関する優先順位を検討し、具体的に取組を模索していく。

耕作が難しくなった場合の農地所有者に、地域の中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知するとともに、農業委員会や各農業団体等と連携し、農地所有者の意向を把握する等農地の利用調整を図っていく。また、並行して中間管理機構への貸付を推進していく。

#### 【基盤整備への取組方針】

山間地域や都市計画用途地域に接する地域に、狭小な農地及び形状の悪い農地が集中している傾向である。今後、その農地に関して将来的に守るべき農地であるのか、基盤整備等を行い中心経営体に担ってもらえるのか検討をしていく。

### 5 当該地域における中心となる経営体

○経営体数【 157 経営体 (うち柵津地区 35 経営体)】